

東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 交付申請書 添付書類チェックシート
 (「交付申請書」に添付する書類の内訳です。このチェックシートは交付申請書に添付してご提出ください)

令和6年度一体的導入補助用 高性能外皮等 (ZEH)	
①	<input type="checkbox"/> 令和6年度東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書 (市指定様式) ⇒ 申請者に関する項目は申請者が自筆で記入してください。(訂正はできません)
②	<input type="checkbox"/> 対象設備設置概要書 (市指定様式)
③	<input type="checkbox"/> (国ZEH支援事業の交付申請をした場合) 国ZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し ⇒ 申請時における、国ZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写しを添付してください。
	<input type="checkbox"/> (国ZEH支援事業の交付申請をしない場合) BELS (第三者認証) 評価書の写し ⇒ 省エネ性能表示制度及びその表示に関する評価書で、特記項目に『ZEH』と記載のあるものに限ります。 ⇒ 申請時に評価を受けていない場合には、実績報告時にBELS (第三者認証) 評価書の写しを提出する必要があります。
④	<input type="checkbox"/> ZEH建設予定場所または、購入する予定のZEHの現況写真 ⇒ 申請時における、ZEH建設予定場所の全景が確認できるカラー写真を添付してください。 なお、新築住宅に設置する場合は、設置場所を記入した住宅の間取り図を添付してください。 ⇒ 対象設備設置済み住宅の場合、太陽光発電施設・HEMS・高性能外皮等の設置後の現況が確認できるカラー写真を添付してください。
⑤	<input type="checkbox"/> ZEHの工事請負契約書又は売買契約書 (工事請負契約書又は売買契約書がない場合は見積書) の写し ⇒ 契約書は、ZEHの設置に要した費用が分かるものを提出してください。 ⇒ 見積書の写しを提出された場合は、実績報告時に必ず契約書の写しを添付してください。
⑥	<input type="checkbox"/> ZEHの工事費内訳書 (市指定様式) ⇒ ZEHの設置に要する費用を補助対象経費と補助対象外経費に分けて添付してください。
⑦	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設配置図 (太陽電池モジュール割付図) ⇒ 設置場所ごとのシステム配置図又は割付図を添付してください。
⑧	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設設置概要書 (市指定様式)
⑨	<input type="checkbox"/> ZEH建設予定場所または、購入する予定のZEHの場所を示した地図 ⇒ ZEH建設予定場所または、購入する予定のZEH住宅について、周辺の道路区画の現況が分かる地図を添付してください。
⑩	<input type="checkbox"/> 市税完納証明書 (申請者について最新のもの・市指定様式) ⇒ (転入予定者も含め) あらかじめ収納課 (市役所1階) で証明を受けてください。 (証明書の申請を他者に委任する場合は、代理人の住所、氏名を記入してください)
⑪	<input type="checkbox"/> 口座振込申出書 (市指定様式) ⇒ 補助金の振込先口座は申請者本人名義に限ります。口座番号、支店名等に誤りがないよう注意してください。 ⇒ 市に登録できる口座はひとつだけです。登録済み口座を確認の上で提出してください。
⑫	<input type="checkbox"/> 誓約書兼確認書 (市指定様式) ⇒ 補助対象者となる要件になりますので、申請者が自筆で誓約してください。(訂正はできません) ⇒ トラブル防止のための確認事項を列記していますので、各項目を確認の上で回答してください。
⑬	<input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書 (申請者以外が所有する住宅に対象設備を設置される方のみの提出) (市指定様式) ⇒ 例: 親が所有している既存住宅に子どもが居住しており、子どもが対象設備を設置する場合に提出する必要があります。
⑭	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ⇒ 申請状況によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
 添付書類の不足や記載漏れがある場合や、消せるボールペン、修正液 (修正テープ) 等を使用した場合は申請を受理できません。(郵送やメールによる申請不可) すべての申請書類について、記載内容を訂正する場合は、必ず二重線で見え消しのうえ訂正してください。ただし、住所、氏名、金額は訂正できません。	

※申請の時期

- ・新築住宅に設置する場合 設置工事の工事完了予定日の14日前まで
- ・対象設備設置済み住宅の場合 当該住宅の所有権保存登記 (又は所有権移転登記) 予定日の14日前まで